

第3回 社会保障審議会 生活保護基準部会  
最高裁判決への対応に関する専門委員会  
令和7年9月8日

資料2

# 平成25年生活扶助基準改定に関する 最高裁判決を踏まえた対応について

これまでの説明を踏まえて、今後の対応の在り方に関して、以下の点についてご意見をいただきたい。

- 今回の最高裁判決の趣旨をどのように受け止めるか。
- 判決の法的効果及び当該法的効果を踏まえた対応の在り方に関して、例えば以下のような点についてどう考えるか。
  - ・ 今回の最高裁判決においては、判決主文において、大阪事件及び名古屋事件の原告に対する処分が取り消されているが、既判力が及ぶ範囲についてどのように考えるか。
  - ・ 今回の最高裁判決においては、デフレ調整に係る判断の過程及び手続の過誤・欠落があったと指摘された一方、ゆがみ調整については違法とされていないが、その点と判決の形成力の関係についてどう考えるか。
  - ・ 今回の最高裁判決による法的効果については、以下の①及び②に区別して検討する必要があると考えられるが、それぞれの法的効果の具体的内容（行政に求められる対応の在り方）についてどのように考えるか。
    - ① 判決主文において、原告に対する保護変更決定処分が取り消されたことによる法的効果（形成力）
    - ② 判決理由において、デフレ調整に係る判断及びゆがみ調整に係る判断が示されたことによる法的効果（拘束力）
  - ・ 判決の形成力・拘束力の内容と、実体法の規律（生活保護法の規定）との関係について、どのように考えるか。  
（基準及び程度の原則）  
第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。  
2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
- その他、今回の最高裁判決を踏まえた対応の在り方を検討するに当たって、どのような論点が考えられるか。

## 第2回専門委員会における委員からの主なご意見について

8月29日に実施した第2回専門委員会における主なご意見は以下のとおりと認識しているが、修正・補足すべき点や、その他議論すべき論点や考慮すべき事項はないか。

### <今回の最高裁判決の趣旨をどのように受け止めるか>

- 今回の判決は、ゆがみ調整については適法としており、デフレ調整については、改定当時、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断したことは許容しており、それを国家賠償請求における違法性を否定する理由に使っている。その点において、前の基準で差額を支払うということまでが決まる判決ではなく、差し戻しタイプの判決なのではないか。
- 論点はデフレ調整に当たるものを再度行えるかどうかであり、逆に、前提として、ゆがみ調整については2分の1処理を含めて再度行うことは可能なのではないか。
- ただし、最高裁は前訴での主張が十分でなく、物価は一指標にすぎないと指摘しており、また、紛争の蒸し返しは厳しく見られる。反復禁止効は、厳密には同一内容の処分にあつたものであるため、デフレ調整と同一のものでなければ良いのではないかとの疑問があるが、紛争解決の観点からは、「同一内容」をおおらかに見るべきではないか。
- デフレ調整に当たるものを再度行うのであれば、それなりの論拠が必要ではないか。新しい資料が出てきたとしても、訴訟に出せたものなのかどうかが問題となるし、新しい資料で過去に遡って再度改定することができるのかどうか。再度行うのであれば、判決の趣旨を踏まえて考えるよう最高裁は指摘しているのではないか。

### <判決の法的効果及び当該法的効果を踏まえた対応の在り方>

#### (判決の既判力が及ぶ範囲について)

- 主観的範囲として、原告以外に原則及ばないのはその通りだが、仮に基準改定をもう一度やり直すとなった場合、原告と原告以外では分けられず、原告でない方にも給付するということを考える必要がある。
- 既判力は、新たな処分には及ばず、例外的には国家賠償に及ぶというのはあるが、本件では国賠は認められていないので、その作用については検討する必要はなく、拘束力としての人的範囲、第三者効を検討すれば良いのではないか。

## 第2回専門委員会における委員からの主なご意見について（続き）

### <判決の法的効果及び当該法的効果を踏まえた対応の在り方>

（判決主文において、原告に対する保護変更決定処分が取り消されたことによる法的効果（形成力）について）

- 職権による不利益処分が取り消されているので、形成力により処分前の状態に戻っていることは間違いなく、それを前提に議論が必要。

（判決理由において、デフレ調整に係る判断及びゆがみ調整に係る判断が示されたことによる法的効果（拘束力）について）

- 生活保護法8条2項を考慮して、処分のやり直しを行うことができるとしたら、判決の理由でデフレ調整が違法とされたことに拘束力が及ぶ。理由・内容が異なる処分には拘束力は及ばないことが原則なので、デフレ調整に相当するものを再度実施する余地がない訳ではないが、現実問題として、前訴の口頭弁論終結時までに主張し得た内容を使って実施することは、一般条項（信義則や権利濫用）との関係も含め、慎重な検討が必要。
- ゆがみ調整については、処分の違法性を直接根拠付けるものとはされていないので、拘束力は及ばない。生活保護法8条2項を考慮すると、やり直す余地はある。
- 再度改定を行うのであれば、生活保護法8条2項を踏まえる必要があり、最高裁が認めているゆがみ調整は2分の1処理も含めて実施するのではないか。
- 人的範囲については、今回の最高裁判決の対象となった大阪訴訟と名古屋訴訟の当事者の原告について拘束力が及ぶのは異論の余地はないが、他の訴訟の原告、訴訟を提起していない者には、直接は拘束力は及ばず、司法判断の尊重、行政の敬讓の観点から検討する必要。仮に今回の最高裁判決の趣旨に合うように基準改定されたなら、告示の効力として、原告に限らず被保護者一般に及ぶと考えられる。

（判決の形成力・拘束力の内容と、実体法の規律（生活保護法の規定）との関係について）

- 原処分が取り消されたことを受けて、従前の処分に基づいて遡及的に保護費を支給するかどうかは、生活保護法8条2項の上限の規律を考慮する必要がある。令和3年の最高裁判例で、拘束力による行政庁の義務は法令上の権限があるものに限られるとする一般論が示されており、生活保護法の権限の範囲内で義務が生じることになる。生活保護法8条2項が上限を定め、それを超えてはならないとする制約を定めているならば、当時の被保護者の期待的利益について改めて議論する必要があるのではないか。

## 第2回専門委員会における委員からの主なご意見について（続き）

＜その他、今回の最高裁判決を踏まえた対応の在り方を検討するに当たって、どのような論点が考えられるか＞

- 仮に追加給付を行うこととした場合、平等原則の観点から、外国人に対しても行う必要があるのではないか。
- 既に死亡している原告については、朝日訴訟判決の判例法理を用いれば、追加給付を行う必要はないのではないか。
- 保護を途中から離脱した人に追加給付を行うべきかどうか、議論が必要ではないか。

＜その他のご意見＞

- 仮に追加給付を行うこととした場合、福祉事務所が計算して支払う必要がある。この委員会で議論すべきものは分からないが、厚生労働省においては、実現可能なオペレーションを今のうちから考えておいていただきたい。

### （最低生活）

**第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。**

※小山進次郎『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』：「生活水準というのは消費生活の具体的内容を示す言葉で、消費生活がどのような仕方で営まれているかその内容としている。」「健康で文化的な生活水準」（略）は決して固定的なものではなく流動的なもの」である。

### （基準及び程度の原則）

**第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。**

**2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した 最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。**

※小山進次郎『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』

#### 【趣旨】

##### 一 要旨

この条文は、保護の基準及び程度の原則について規定したものであり、その要旨とするところは、次の三点である。

第一 保護の基準は、厚生大臣が定めること。

第二 保護の基準は、最低生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならぬこと。

第三 保護の程度は、被保護者の資産調査を行つて決すること。

#### 【解釈】

##### （一）「厚生大臣の定める基準」

（1）一般的には各種類の保護について定められ告示されるのを例とする（一般基準）。このほか特別の場合に定められる特別基準がある。これはその場合限りのものであつて特に告示されない。これらはいずれも第二項の要件を満たすものでなければならない。

#### 【参考】

- ・「最低生活は厚生大臣が定める基準によって測定された大きさのものとする」。「保護の基準は、要保護者の最低限度の生活を満たすに足るべきものではあつても、これをこえるものであつてはならない」。
- ・厚生大臣の定める基準（保護基準）は、「単に被保護者に対する扶助額の最高限を示すものでもなければ、又最低生活を認定する場合の単なる目やすにとどまるものでなく、「要保護者の最低生活のための需要の大きさを測定するものさし」である」。
- ・「生活保護制度における最低生活とはこの保護基準により測定されたもののほかはない」。「従つて、厚生大臣によって定められる基準は、保護の内容を実質的に規定するものとなるのであつて、その適否の如何は、ただちに法そのものの存在意義を問う程の問題を示すものである」。

### （不利益変更の禁止）

#### 第56条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

※小山進次郎『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』：

- ・「一度保護の実施機関が被保護者に対し保護を決定したならば、本法に定めるところの事情の変更の場合に被保護者が該当し、且つ、保護の実施機関が…変更の手続を正規に取らないうちは、その決定された内容において保護の実施を受けることが被保護者にとっての既得権となり、被保護者は、これに基づいてその実施を請求する権利を有し、保護の実施機関は、自己の決定した保護を決定通りに…実施しなければならない」。
- ・「既に決定された保護」は、「法二四条第一項の規定により保護の決定通知書に記載されたすべての事項、即ち、保護の種類、程度及び方法のすべてを含む。」。
- ・「されることがない。」は、「「されない」という被保護者の権利の反面に、「してはならない。」という保護の実施機関の義務をも示す。「かかる義務に違反する変更を内容とする保護の実施機関の処分は、形式上一応成立することがあったとしても法律上の不能であるから無効」。
- ・被保護者に対して保護の不利益変更をなしうるものとして本法が規定するものは、法第八条の基準及び程度の原則及び第九条の必要即応の原則に基き行われるところの（略）法第25条2項の職権による保護の変更（略）等である。

## 第2回専門委員会の議論を踏まえた追加の論点について

第2回専門委員会の議論を踏まえて、前ページまでの内容に加え、以下の点についてもご意見をいただきたい。

### ○ 今般の最高裁判決の趣旨及びその法的効果を踏まえた対応の在り方と、生活保護法第8条第2項の規律の関係性に関して、例えば以下のような点についてどう考えるか。

- ・ デフレ調整について、「本件改定当時、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断したことにつき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとはいいがたい」とされた一方、「物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用」があるとされたことを踏まえ、行政として、平成25年当時の基準改定に関してどのような検討を行うべきか。
- ・ ゆがみ調整について、「2分の1処理を含むゆがみ調整に係る厚生労働大臣の判断に、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとはいい難い」とされていることを踏まえ、再度実施を検討することについてどのように考えるか。
- ・ 生活保護法8条2項の規定に基づき、平成25年改定当時の「最低限度の生活の需要」がどの程度であったかについて改めて検討することについてどのように考えるか。
- ・ 第2回専門委員会における議論等を踏まえ、生活保護基準を遡及的に改定することについて、被保護者の期待的利益や既得権、受益的処分の事後的な不利益変更との関係も含め、どのように考えるか。

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

### ○ 判決による法的効果も踏まえ、今後の議論を進めるに当たって、必要な材料・資料についてどう考えるか。

(必要な材料・資料として考えられる例)【第1回資料からの再掲】

- ・平成24年検証に用いられた平成21年全国消費実態調査のデータ
- ・平成24年検証当時の消費や物価などに関する指標（家計調査等の公表資料等）

## 参考資料



## 第2 上告代理人新井章ほかの上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）について

- 1 (1) 上告人らは、本件改定は、被保護者は正当な理由がなければ既に決定された保護を不利益に変更されることがないと定める生活保護法56条に反すると主張する。しかし、同条は、既に保護の決定を受けた個々の被保護者の権利及び義務について定めた規定であって、保護の実施機関が被保護者に対する保護を一旦決定した場合には、当該被保護者について、同法の定める変更の事由が生じ、保護の実施機関が同法の定める変更の手続を正規に執るまでは、その決定された内容の保護の実施を受ける法的地位を保障する趣旨のものであると解される。このような同条の規定の趣旨に照らすと、**同条にいう正当な理由がある場合とは、既に決定された保護の内容に係る不利益な変更が、同法及びこれに基づく保護基準の定める変更、停止又は廃止の要件に適合する場合を指すものと解するのが相当**である。したがって、**保護基準自体が減額改定されることに基づいて保護の内容が減額決定される本件のような場合については、同条が規律するところではない**というべきである。
- (2) 生活保護法3条によれば、同法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならぬところ、同法8条2項によれば、保護基準は、要保護者（生活保護法による保護を必要とする者をいう。以下同じ。）の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない。そうすると、仮に、**老齡加算の一部又は全部についてその支給の根拠となっていた高齢者の特別な需要が認められないというのであれば、老齡加算の減額又は廃止をすることは、同項の規定に沿うところである**ということが出来る。もっとも、これらの規定にいう**最低限度の生活は、抽象的かつ相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、これを保護基準において具体化するに当たっては、高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とする**ものである（最高裁昭和51年（行ツ）第30号同57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁参照）。したがって、保護基準中の老齡加算に係る部分を改定するに際し、最低限度の生活を維持する上で老齡であることに起因する**特別な需要が存在するといえるか否か及び高齢者に係る改定後の生活扶助基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持することができるものであるか否かを判断するに当たっては、厚生労働大臣に上記のような専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められるもの**というべきである。（以下略）
- (3) また、老齡加算の全部についてその支給の根拠となる上記の特別な需要が認められない場合であっても、**老齡加算の廃止は、これが支給されることを前提として現に生活設計を立てていた被保護者に関しては、保護基準によって具体化されていたその期待的利益の喪失を来す側面があることも否定し得ない**ところである。そうすると、上記のような場合においても、厚生労働大臣は、**老齡加算の支給を受けていない者との公平や国の財政事情といった見地に基づく加算の廃止の必要性を踏まえつつ、被保護者のこのような期待的利益についても可及的に配慮するため、その廃止の具体的な方法等について、激変緩和措置の要否などを含め、上記のような専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しているもの**というべきである。
- (4) そして、老齡加算の減額又は廃止の要否の前提となる最低限度の生活の需要に係る評価や被保護者の期待的利益についての可及的な配慮は、前記(2)及び(3)のような専門技術的な考察に基づいた政策的判断であって、老齡加算の支給根拠及びその額等については、それまでも各種の統計や専門家の作成した資料等に基づいて高齢者の特別な需要に係る推計や加算対象世帯と一般世帯との消費構造の比較検討がされてきたところである。これらの経緯等に鑑みると、老齡加算の廃止を内容とする保護基準の改定は、① 当該改定の時点において70歳以上の高齢者には老齡加算に見合う特別な需要が認められず、高齢者に係る当該改定後の生活扶助基準の内容が高齢者の健康で文化的な生活水準を維持するに足りるものであるとした厚生労働大臣の判断に、**最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合**、あるいは、② 老齡加算の廃止に際し激変緩和等の措置を採るか否かについての方針及びこれを採る場合において現に選択した措置が相当であるとした同大臣の判断に、**被保護者の期待的利益や生活への影響等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合**に、生活保護法3条、8条2項の規定に違反し、違法となるものというべきである。

- 2(1) 前記事実関係等によれば、専門委員会が中間取りまとめにおいて示した意見は、特別集計等の統計や資料等に基づき、① 無職単身世帯の生活扶助相当消費支出額を比較した場合、いずれの収入階層でも70歳以上の者の需要は60ないし69歳の者のそれより少ないことが示されていたこと、② 70歳以上の単身者の生活扶助額（老齡加算を除く。）の平均は、第I-5分位の同じく70歳以上の単身無職者の生活扶助相当消費支出額を上回っていたこと、③ 昭和59年度から平成14年度までにおける生活扶助基準の改定率は、消費者物価指数及び賃金の各伸び率を上回っており、特に同7年度以降の比較では後二者がマイナスで推移しているにもかかわらずプラスとなっていたこと、④ 昭和58年度以降、被保護勤労者世帯の消費支出の割合は一般勤労者世帯の消費支出の7割前後で推移していたこと、⑤ 昭和55年と平成12年とを比較すると第I-10分位及び被保護勤労者世帯の平均のいずれにおいても消費支出に占める食料費の割合（エンゲル係数）が低下していることなどが勘案されたものであって、**統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところはない**。そして、70歳以上の高齢者に老齡加算に見合う特別な需要が認められず、高齢者に係る本件改定後の生活扶助基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持するに足りない程度にまで低下するものではないとした厚生労働大臣の判断は、**専門委員会のこのような検討等を経た前記第1の3(5)アの意見に沿って行われたものであり、その判断の過程及び手続に過誤、欠陥があると解すべき事情はうかがわれない**。
- (2) また、前記事実関係等によれば、本件改定が老齡加算を3年間かけて**段階的に減額して廃止したことも、専門委員会の前記第1の3(5)ウの意見に沿ったものであるところ**、平成11年度における老齡加算のある被保護者世帯の貯蓄純増は老齡加算の額に近似した水準に達しており、老齡加算のない被保護者世帯の貯蓄純増との差額も月額で5000円を超えていたというのであるから、3年間かけて段階的に老齡加算を減額して廃止することによって**被保護者世帯に対する影響は相当程度緩和されたものと評価することができる上**、厚生労働省による生活扶助基準の水準の定期的な検証も前記第1の3(5)イの意見を踏まえて生活水準の急激な低下を防止すべく配慮したものであることができ、その他本件に現れた一切の事情を勘案しても、本件改定に基づく生活扶助額の**減額が被保護者世帯の期待的利益の喪失を通じてその生活に看過し難い影響を及ぼしたものとまで評価することはできない**というべきである。
- (3) 以上によれば、本件改定については、前記1(4)①及び②のいずれの観点からも裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるということとはできない。したがって、本件改定は、生活保護法3条又は8条2項の規定に違反するものではないと解するのが相当である。そして、本件改定に基づいてされた本件各決定にも、これを違法と解すべき事情は認められない。原審の判断は、正当として是認することができ、論旨は採用することができない。

### 第3 上告代理人新井章ほかの上告理由について

#### 1 上告理由第1点及び第2点について

生活保護法は、健康で文化的な最低限度の生活の保障という憲法25条の趣旨を具体化した法律の規定として、3条において、生活保護法による保護において健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活が保障されるべき旨を定めており、8条2項において、保護の基準がこのような最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであるべき旨を定めているところ、前記第2の2において説示したとおり、厚生労働大臣が老齡加算を数次の減額を経て廃止する保護基準の改定として行った本件改定は、このように憲法25条の趣旨を具体化した生活保護法3条又は8条2項の規定に違反するものではない以上、これと同様に憲法25条に違反するものでもないと解するのが相当であり、このことは、前記大法廷判決の趣旨に徴して明らかというべきである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、論旨は採用することができない。

#### 2 その余の上告理由について

論旨は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反をいうものであって、民訴法312条1項及び2項に規定する事由のいずれにも該当しない。

判決が確定した場合、同一事項がその後訴訟で問題になっても、当事者はこれに反する主張をすることができず、裁判所もこれに抵触する裁判ができないという効力を既判力といい、今回の判決にも一定の既判力が及ぶと考えられる。

◎ 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)

(この法律に定めがない事項)

第7条 行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

◎ 民事訴訟法(平成8年法律第109号)

(既判力の範囲)

第114条 確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。

2 (略)

櫻井敬子・橋本博之『行政法』〔第5版〕より <310頁>

取消訴訟の終局判決が確定すると、通常の民事訴訟と同様、その判決は既判力を有する（民事訴訟法114条1項）。**既判力とは、訴訟において判決が確定した場合に、紛争当事者および裁判所は、その訴訟の対象となった同一事項について、異なる主張・判断をすることができなくなる効力をいう。取消訴訟についても、民事訴訟の例（7条）により、判決の既判力が認められる。**取消訴訟の訴訟物は処分の違法性一般であるので、**判決が確定すれば、係争処分の違法性に関して、当事者および裁判所に既判力が及ぶ。**

塩野宏『行政法Ⅱ』〔第六版〕より <193頁～195頁>

(ア) 意義

(略) その内容としては、**終局判決が確定したときに、裁判所がその判決で判断した事柄については、再び裁判所で判断しない、ということ**を意味するものとして理解しておいてよいであろう。(略) **その範囲は、時間的には口頭弁論終結時まで、主観的には訴訟の当事者（承継人）に限られ、客観的範囲は訴訟物である。**

(イ) 取消判決と既判力

(略)

① (略)

② **既判力の客観的範囲は一般に訴訟物に及ぶと解されている。これを取消訴訟に当てはめると、取消判決にあつては、当該行政行為が違法であったことが確定する。**なお、この点につき、**そこでいう違法とは行政行為の違法一般ではなく、判決理由に示された判断が既判力の範囲を定めるとする見解があるが**（雄川・行政訴訟法221頁、田中二郎「行政訴訟の法理」（1951年）田中・行政訴訟の法理126頁参照）、**これは民事訴訟の原則と大きく異なるところであり、そのまま認めるべきか否かは問題とする余地がある。**

③ 既判力の主観的範囲も、民事訴訟の原則に従い（行政事件訴訟法7条、民事訴訟法115条）、当事者である国又は公共団体、その他の行政庁たる法人に及ぶことになる。(略)

④ 既判力の効果としては、同一理由に基づく同一処分の排除をあげる説があるが（雄川・行政訴訟法221頁参照）、かかる効果は一般には拘束力の現れとして理解されているところである。

⑤ 取消判決の違法の判断は当該処分の違法を理由とする国家賠償に及び、被告公共団体は当該行政行為が適法であったことを主張することができないとする説が一般的である（参照、原田・要論430頁、阿部泰隆「抗告訴訟判決の国家賠償訴訟に対する既判力」判例タイムズ525号（1984年）16頁。（略））。

取消判決には形成力が働くとともに、行訴法第33条1項に基づく拘束力も生じる。この両面を考慮する必要。

## ◎ 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）

第33条 処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。

2 申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した裁決が判決により取り消されたときは、その処分又は裁決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 前項の規定は、申請に基づいてした処分又は審査請求を認容した裁決が判決により手続に違法があることを理由として取り消された場合に準用する。

4 （略）

### （1）形成力

塩野宏『行政法Ⅱ』〔第六版〕より <191頁>

- 取消判決、つまり認容判決は主文において「……の処分を取り消す」とされる。（略）いずれにせよこれによって原告との関係では処分はもたらなかったことになる。取消訴訟の原状回復機能であり、その限りでは異論のないところである。

小早川光郎『行政法講義 下Ⅱ』より <217頁>

- 積極的行政処分（略）の場合、取消判決によるその取消とは、処分を“なかったことにする”ことであり（略）、したがってまた、その処分から本来であればもたらされるはずの法律効果（略）がなかったものとすることである。

### （2）拘束力

南博方（原編著）高橋滋ほか編『条解 行政事件訴訟法』〔第5版〕より <749頁>

- （略）職権による不利益処分については、本条（33条）2項・3項に相当する規定は存在しない。申請に対する処分とは異なり、不利益処分が取り消された場合には、やり直しが当然に義務付けられているわけではないためであると思われる。しかし、行政庁としては、一事不再理や二重の危険の禁止に抵触しない限度において、公益維持の観点からもう一度同じ処分をすることが必要であるとの判断に至るかもしれない。（略）この場合に、行政庁が「判決の趣旨」に従うべきこと、例えば、手続きの違法を理由に取り消された場合には、それを是正すべきこと、判決で裁量判断の考慮不尽を指摘された場合には、指摘された事項をもう一度考慮して処分をやり直すべきことが、本条1項に基づく拘束力の作用として生じると解される。

桑井力ほか編『コンメンタール 行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法』〔第2版〕より <363頁>

- まず、拘束力の内容として、取り消された行政処分と同一事情のもとで同一理由に基づいて同一内容の処分を行うことを禁止する効果があることには異論はない。（これは消極的効果と呼ばれる。）（略）拘束力は、判決の主文つまり処分の違法性一般ではなく、判決理由のなかの具体的な違法理由について生じる（ただし、判決理由のなかの傍論や間接事実の判断には拘束力は及ばない。）したがって、異なる理由によって同一処分を行うことは拘束力に反しない。むしろ、公益上、異なる理由によって同一処分を行わなければならない場合がある（たとえば、手続上の瑕疵を理由に取り消された処分と同一の処分を適法な手続を経て行う場合。通説。（略））。

取消判決の拘束力による行政庁の義務の内容は、当該行政庁がそれを行う法令上の権限があるものに限られる。

最判令和3年6月24日民集第75巻7号3214頁〔破棄自判〕（令和2年（行ヒ）第103号相続税更正処分等取消請求事件）

## 【判示事項】

相続税法（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）55条に基づく申告の後にされた増額更正処分のうち上記申告に係る税額を超える部分を取り消す旨の判決が確定した場合において、課税庁は、**国税通則法所定の更正の除斥期間が経過した後に相続税法32条1号の規定による更正の請求に対する処分及び同法35条3項1号の規定による更正をするに際し、当該判決の拘束力によって当該判決に示された個々の財産の価額等を用いて税額等を計算すべき義務を負うか**

## 【判決要旨】

相続税法（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）55条に基づく申告の後にされた増額更正処分の取消訴訟において、個々の財産につき上記申告とは異なる価額を認定した上で、その結果算出される税額が上記申告に係る税額を下回るとの理由により当該処分のうち上記申告に係る税額を超える部分を取り消す旨の判決が確定した場合において、課税庁は、**国税通則法所定の更正の除斥期間が経過した後に相続税法32条1号の規定による更正の請求に対する処分及び同法35条3項1号の規定による更正をするに際し、当該判決の拘束力によって当該判決に示された個々の財産の価額や評価方法を用いて税額等を計算すべき義務を負うことはない。**

## 【判決抜粋】

**処分を取り消す判決が確定した場合には、その拘束力（行政事件訴訟法33条1項）により、処分をした行政庁等は、その事件につき当該判決における主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断に従って行動すべき義務を負うこととなるが、上記拘束力によっても、行政庁が法令上の根拠を欠く行動を義務付けられるものではないから、その義務の内容は、当該行政庁がそれを行う法令上の権限があるものに限られるものと解される。**

そして、相続税法55条に基づく申告の後にされた増額更正処分の取消訴訟において、個々の財産につき上記申告とは異なる価額を認定した上で、その結果算出される税額が上記申告に係る税額を下回るとの理由により当該処分のうち上記申告に係る税額を超える部分を取り消す旨の判決が確定した場合には、当該判決により増額更正処分の一部取消しがされた後の税額が上記申告における個々の財産の価額を基礎として算定されたものである以上、課税庁は、前記（2）で述べたところに照らして、**国税通則法所定の更正の除斥期間が経過した後においては、当該判決に示された価額や評価方法を用いて相続税法32条1号の規定による更正の請求に対する処分及び同法35条3項1号の規定による更正をする法令上の権限を有していないものといわざるを得ない。**

そうすると、上記の場合においては、当該判決の個々の財産の価額や評価方法に関する判断部分について拘束力が生ずるか否かを論ずるまでもなく、課税庁は、**国税通則法所定の更正の除斥期間が経過した後に相続税法32条1号の規定による更正の請求に対する処分及び同法35条3項1号の規定による更正をするに際し、当該判決の拘束力によって当該判決に示された個々の財産の価額や評価方法を用いて税額等を計算すべき義務を負うことはないものというべきである。**

取消訴訟の拘束力は「その事件」について及ぶとされているが、そのことと、行政の司法に対する一般的な敬讓または判例の拘束力の問題は区別する必要。

◎ 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)〈再掲〉

第33条 処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。

2～4（略）

南博方（原編著） 高橋滋ほか編『条解 行政事件訴訟法』（第5版）より <777頁～778頁>

- ・ 取消訴訟の拘束力は、「その事件」について及ぶ。「その事件」の意義にめぐっては、当該争訟事件に限るのか将来の同種事件も含むのかについての議論があり、また、「その事件」とは取り消された処分の対象であった法律関係であるとする見解がある。（略）例えば、メーデーのための皇居外苑使用不許可処分が取り消された場合、翌年度の使用許可申請についても、行政庁は（略）許可しなければならない義務を負うかについて（略）否定説が圧倒的多数である。また、ある年分の課税処分の取消判決の拘束力について、後続年分には及ばないとする見解と、判決理由中の判断の内容によっては拘束力が及ぶとする場合があるとする見解とがある。（略）そこで検討すると、（略）使用不許可処分及び課税処分はいずれも、年度を超えれば処分の規律対象たる法律関係は異なるので、拘束力は及ばない。

もちろん、ある法律問題について裁判所の確定判断が示されており、それが判例として確立しているような場合には、行政庁は異なる法律関係においても当該判断を尊重することが望ましいし、場合によっては義務付けられるとはいえるが、それは行政の司法に対する一般的な敬讓または判例の拘束力の問題であって、本条にいう取消判決の拘束力の問題ではない。